

## 令和5年度ひきこもり8050問題理解促進セミナー業務委託企画提案競技実施要領

### 1 業務の名称

令和5年度ひきこもり8050問題理解促進セミナー業務委託

### 2 業務の内容

「令和5年度ひきこもり8050問題理解促進セミナー業務委託仕様書」のとおり

### 3 委託業者選定方法

企画提案書及び見積書等の書類審査による企画提案協議（プロポーザル）方式とする。

### 4 企画提案競技参加資格

次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること
- (2) 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けている者は、申し立てがなされていない者とみなす。
- (4) 県税（地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと、又は、暴力団若しくは暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいい、暴力団の構成団体構成員を含む。）の統制下にある法人でないこと。
- (6) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

### 5 スケジュール

- |                |              |
|----------------|--------------|
| (1) 実施公告       | 令和5年5月24日（水） |
| (2) 質問等受付期限    | 令和5年6月7日（水）  |
| (3) 参加申込受付期限   | 令和5年6月16日（金） |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和5年6月23日（金） |
| (5) 審査結果通知     | 令和5年7月上旬予定   |

## 6 企画提案競技の方法

### (1) 質問票の受付 ※希望者のみ

- ① 提出期限：令和5年6月7日（水）午後5時まで（必着）
- ② 提出方法：質問票（別紙1）に必要事項を記載の上、FAX又は電子メールで提出すること。
- ③ 回答は、原則として質問受付日から3日以内（土日・祝日は除く。）に質問者へ電子メールで送付する。また、必要があれば、参加申込者全員に電子メールで送付することとする。

### (2) 参加申込み

企画提案競技への参加を希望する者は、令和5年6月16日（金）午後5時（必着）までに、別紙2（企画提案競技参加申込書）を電子メール又はFAXにて提出すること。

### (3) 企画提案書等提出期限

#### ① 提出書類及び部数

##### (ア) 企画提案書 【4部（正本1部、副本3部）】

A4版の任意様式とし、仕様書及び別添の審査基準表に従って作成すること。  
両面印刷の場合は長辺閉じとし、ファイリングが困難となる装丁を行わないこと。

なお、提案は1社1案とする。

##### (イ) 見積書（任意様式） 【4部（正本1部、副本3部）】

一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。

##### (ウ) 誓約書（別紙3） 【1部】

##### (エ) 企画提案競技参加団体の概要 【1部】

下記の内容を記載し、A4版にまとめること。

(i) 参加者の基本情報（名称、所在地、代表者名）

(i i) 担当者（職氏名、連絡先（電話、FAX、電子メール））

##### (オ) その他の書類（任意様式） 【4部】

(i) 法人概要や事業の実施に関して参考となる資料

(i i) 類似業務の履行実績（直近2年以内）

#### ② 提出期限：令和5年6月23日（金）午後5時まで（必着）

#### ③ 提出方法：持参又は郵送

### (4) 選定方法

別添の審査基準表に従い、最も優れた提案者を選定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、採択・不採択に関わらず、令和5年7月上旬に参加者に通知する。

(6) 契約の締結等

- ① 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- ② 契約締結候補者との協議が整わず契約見込がない時は、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
- ③ 契約結果については、県庁ウェブサイトにて公表する。
- ④ 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

(7) 著作権

- ① 今回作成する著作物の一切の著作権については県に帰属するものとし、県で今後実施する別の事業において使用できるものとする。
- ② 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

(8) その他

- ① 提出された資料は、返却しない。
- ② 企画提案に要する一切の経費は、提案者の負担とする。
- ③ 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ④ 選定結果の異議申し立ては認めない。
- ⑤ 委託料の支払い方法は、精算払いとする。

(9) 問い合わせ及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1

宮崎県福祉保健部 障がい福祉課 精神保健担当 岡田

電話：0985-32-4471

FAX：0985-26-7340

メール：shogaifukushi@pref.miyazaki.lg.jp